

(別紙)

法第9条の3の3に関して、条例事項を予め法律で定めるとの御提案については、一般廃棄物の処理、施設の設置は自治事務であり、自治事務について国の法令で定める場合にも、できる限り地域裁量の余地を残して条例制定権に委ねるべきとの観点から、法において、届出書作成に係る手続を条例で定めるものとしているものであり、これを法改正により法律で定めることとするのは、合理的理由なく地方自治体の自治事務に係る裁量を狭めるものであり、慎重な検討が必要と考えます。また、平時及び災害時における市町村の施設設置に係る特例についても手続きは条例で定めることとされており、御提案のとおり災害時に市町村委託を受けた者の施設設置の特例のみ法定とすることは、設置者により自治事務の範囲を変えることとなるため慎重な検討が必要です。

一般廃棄物処理施設は、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、一般廃棄物が安定化・無害化されず、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあることから、その設置は、許可制としています。

一般廃棄物処理施設は迷惑施設であることに加え、環境意識の高まり、新たな環境汚染リスクに対する不安感や廃棄物処理に対する不信感の増大を背景として、設置をめぐる住民の反対運動が多発していたことから、一般廃棄物処理施設の安全性・信頼性を高めるため、過去の法改正において、届出制から許可制とされ、また、生活環境影響調査の結果を許可申請書に添付すべき旨が規定されました。

設置許可が不要である産業廃棄物処理施設において、一般廃棄物を処理する場合は、住民への説明責任を果たし、一般廃棄物処理施設の安全性・信頼性を高めるとの法の趣旨に則り、法の手続きに従い一般廃棄物処理施設の設置許可を得ることが必要です。

また、許可が一般的禁止の解除をもたらす措置であることから、法第15条の2の5の特例において、一般的禁止が係っていない施設（産業廃棄物の処理施設の許可が不要である施設）について、許可があるとみなすことは、許可の前提を欠くため、法制的に困難と考えます。

なお、石膏ボードを建設リサイクル法の特定建設資材に追加するべきとの御意見に関しましては、国としても、今後廃石膏ボードの排出量が増加するとの認識の下、将来の特定建設資材への追加を念頭において、廃石膏ボードのマテリアルフローの作成並びに、再資源化技術及び再資源化施設容量についての調査等の取組を実施しているところです。